

南界小学校 児童数確保対策委員会規定

～南活サンライフ運動～

(目的)

第1条 この会は、中種子町立南界小学校に転入学を希望する児童及び家族を支援し、南界小学校の児童数と学級数を確保し、校区児童との相関により教育効果の向上と振興を期し、併せて校区の活性化と発展を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会を「南界小学校 児童数確保対策委員会」と称する。

(所在地)

第3条 この会の事務局を中種子町坂井 3530 番地 中種子町立南界小学校におく。

(業務)

第4条 この委員会は、前条の目的達成のために次の業務を行う。

- (1) 児童数確保のための調査に関すること
- (2) 留学制度(孫戻し中心), 特認通学制度の周知と町当局への働きかけ
- (3) 家族留学のための住居の確保に関すること
- (4) 留学児童及び家族の募集に関すること
- (5) 特認通学児童の募集に関すること
- (6) 留学児童等に関する育成事業
- (7) その他目的達成に必要な事項

(組織及び任期)

第5条 この会は、以下の委員をおき、業務の遂行に当たる。

- (1) 委員として以下の者で構成する。
 - ①委員長 1名(地域有識者)
 - ②副委員長 2名(校区長, PTA会長)
 - ③委員3名(地域有識者若干名, 校長)
 - ④書記・会計(教頭)
- (2) この会に、監事2名(校区監事)をおく。
- (3) 任期は1年とし、再任を妨げない。補充による者は、残任期間とする。
- (4) 各種団体の職をもって選任された者は、後継者が引き継ぐものとする。

(会計)

第6条 本会の経費は、南界小学校開校 150 周年記念事業余剰金を受け継ぐものとし、会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- (1) 委員長は、会議の議長となる。
- (2) 議事は、過半数の意志で決定するものとし、同数の場合は議長の決するところによる。

(その他)

第8条 この規定で定めるものの他に、必要がある事項は委員会で協議し、定める。

附 則

- 1 この規定は、令和6年4月 22 日から施行する。